

第 162 回盛岡市都市計画審議会

日 時：平成 24 年 8 月 29 日（水）

午後 1 時 30 分～

会 場：市役所都南分庁舎 3 階研修室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議案審議
 - (1) 盛岡広域都市計画用途地域の変更（盛岡市決定）について
 - (2) 盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）について
 - (3) 盛岡広域都市計画下水道の変更（盛岡市決定）について
- 5 報告事項
 - (1) 盛岡広域都市計画景観地区の決定（盛岡市決定）等の告示について
- 6 その他
- 7 閉 会

盛岡市都市計画審議会委員名簿

平成24年5月29日現在

役 職	氏 名	関係分野	所 属 ・ 役 職
会長	とうじま すえき 東島 末起	学識経験者・世論	岩手日報社顧問
会長職務 代理者	もり 森 ノブ	学識経験者・自然環境	岩手古文書学会会長
	たかのほしこう 鷹嘴 紅子	学識経験者・建築	(社)岩手県建築士会
	こじま さとこ 小島 聡子	学識経験者・経済	岩手大学准教授
	たまやま さとし 玉山 哲	学識経験者・商工業	盛岡商工会議所副会頭
	たてさわ きみのり 館澤 公紀	学識経験者・農業	岩手中央農業協同組合常務理事
	ふくだ ただお 福田 忠夫	学識経験者・農業	新岩手農業協同組合理事
	ふじわら せいいち 藤原 誠市	学識経験者・観光	(財)盛岡観光コンベンション協 会副理事長
	いせ しほ 伊勢 志穂	盛岡市議会議員	
	かねひら たかのぶ 兼平 孝信	盛岡市議会議員	
	さとう ちかお 佐藤 千賀夫	盛岡市議会議員	
	すずき つとむ 鈴木 努	盛岡市議会議員	
	なかむら とおる 中村 亨	盛岡市議会議員	
	ふじわら ゆきお 藤原 行雄	関係行政機関・交通	岩手県警察本部交通部交通規制 課長
	たかはし きよみ 高橋 清実	関係行政機関・環境衛生	盛岡市保健所長
	たかはし きみひろ 高橋 公浩	関係行政機関・都市計画	国土交通省東北地方整備局岩手 河川国道事務所長
	ふじわら かずお 藤原 一夫	関係行政機関・農業	盛岡市農業委員会会長
	はれやまさだみ 晴山 貞美	市民委員・市民団体	盛岡市町内会連合会会長
	なかの みちこ 中野 美知子	市民委員	(有) アライブ代表取締役
	みたむら そのこ 三田村 園子	市民委員	もりおか女性の会事務局長

(任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

【報告事項】

平成 24 年 5 月 29 日の盛岡市都市計画審議会において可決確定した案件について、次のとおり告示されましたので、報告します。

件名	内 容	告示日
盛岡広域都市計画景観地区の決定（盛岡市決定）	大慈寺地区に新たな景観地区を定めるもの	平成 24 年 8 月 24 日
盛岡広域都市計画地区計画の決定（盛岡市決定）	大慈寺地区に新たな地区計画を定めるもの	平成 24 年 8 月 24 日
盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）	3・3・8 号盛岡駅南大橋線を 3・3・8 号盛岡駅南大通線に名称を改め延長を変更しようとするもの	平成 24 年 8 月 24 日
盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）	3・6・98 号明治橋山岸線を 3・6・98 号中ノ橋通山岸線に名称を改め延長を変更し、及び都市計画道路に 8・7・21 号南大通南大橋線を追加するもの	平成 24 年 8 月 24 日

第 162 回

盛岡市都市計画審議会議案書

日 時：平成 24 年 8 月 29 日（水）午後 1 時 30 分
場 所：盛岡市役所都南分庁舎 3 階 研修室

盛岡市都市計画審議会

第 162 回盛岡市都市計画審議会付議案件

議案番号	案 件	頁
第 24－ 5 号	盛岡広域都市計画用途地域の変更（盛岡市決定） について	2～7
第 24－ 6 号	盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）につ いて	8～12
第 24－ 7 号	盛岡広域都市計画下水道の変更（盛岡市決定）に ついて	13～15

議案第 24－5 号

盛岡広域都市計画用途地域の変更（盛岡市決定）について

標記について、盛岡市長から別添のとおり当会に諮問されたので、審議を求めらる。

平成 24 年 8 月 29 日

盛岡市都市計画審議会長

24 盛 都 第 40-1 号

盛岡市都市計画審議会

盛岡広域都市計画用途地域の変更（盛岡市決定）に係る原案について，都市
計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定により諮問します。

平成 24 年 8 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画用途地域の変更（盛岡市決定）

変更原案

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考(%)
第一種低層住居専用地域	約 647 ha	8/10以下	4/10以下	1.0 m	—	10 m	
	約 738 ha	8/10以下	5/10以下	1.0 m	—	10 m	
	約 35 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10 m	
	約 17 ha	10/10以下	6/10以下	1.0 m	—	10 m	
小 計	約 1,437 ha	—	—	—	—	—	27.3
第二種低層住居専用地域	約 6.7 ha	8/10以下	4/10以下	1.0 m	—	10 m	
	約 1.1 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10 m	
小 計	約 7.8 ha						0.1
第一種中高層住居専用地域	約 434 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	8.2
第二種中高層住居専用地域	約 505 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	9.6
第一種住居地域	約 1,488 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	28.3
第二種住居地域	約 114 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.2
近隣商業地域	約 379 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	7.2
商業地域	約 240 ha	40/10以下	—	—	—	—	
	約 63 ha	60/10以下	—	—	—	—	
小 計	約 303 ha						5.8
準工業地域	約 243 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.6
工業地域	約 355 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	6.7
合 計	約 5,266 ha						100.0

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 道路整備による土地利用計画の転換を踏まえ、都市の健全な発展を図るため本案のとおり変更しようとするものである。

用途地域変更理由書

都市計画道路愛宕町三ツ割線の沿道部について、道路整備の状況を踏まえ当該沿道用途地域の整合性を確保し、都市の健全な発展を図るため用途地域を変更しようとするものである。

盛岡広域都市計画用途地域の変更(原案)

総括図 (S=1:25,000)



番号	箇所名
1	都)愛宕町三ツ割線沿道

第一種低層住居専用地域(容積率 80%・建ぺい率 50%)

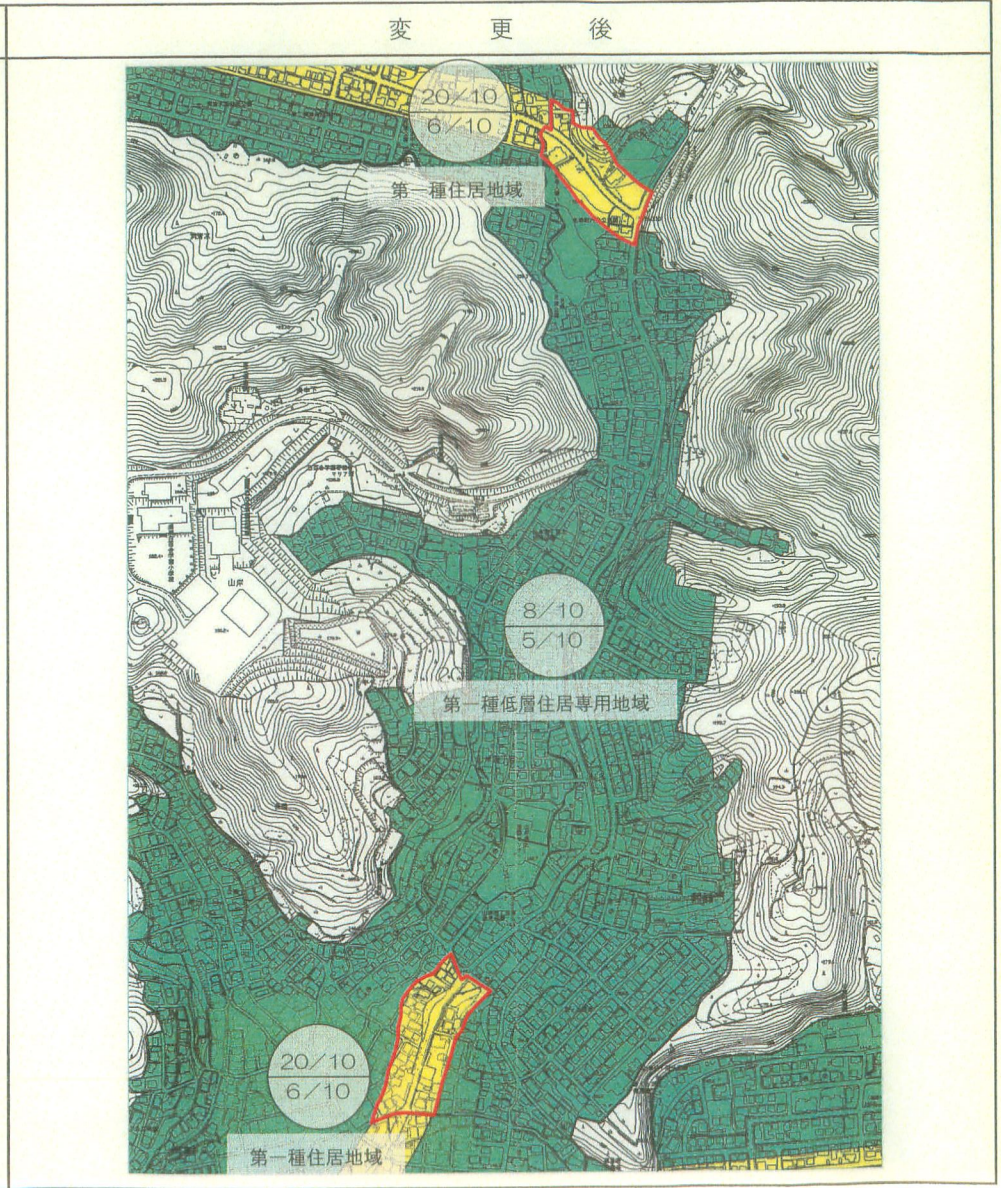
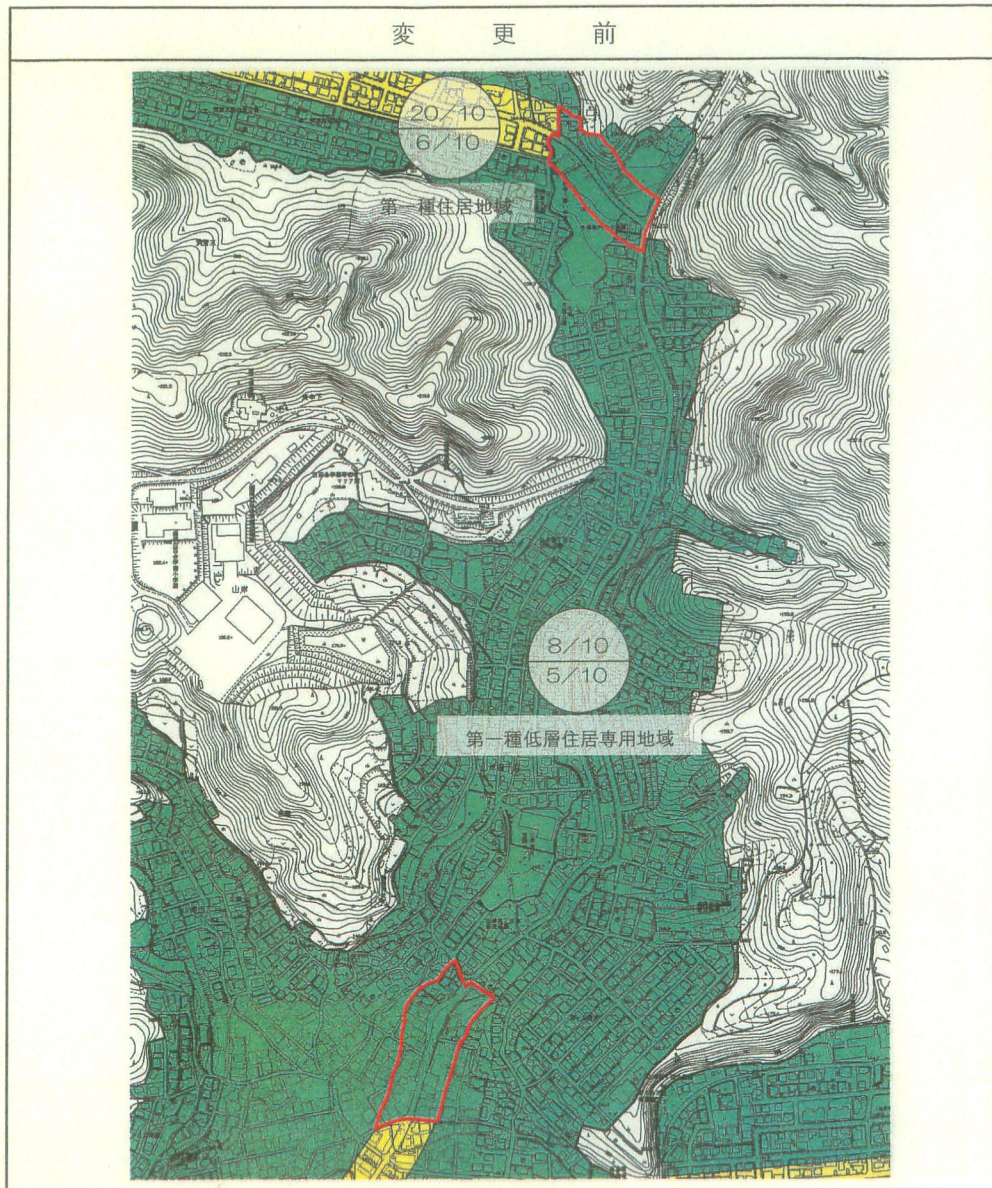


第一種住居地域(容積率 200%・建ぺい率 60%) A=約 3ha

(洞清水組合施行)
 (神子田第1組合施行)
 (神子田第2組合施行)
 (東中野下道組合施行)
 神子田地区

箇所名	縮尺
都) 愛宕町三ツ割線沿道	Free

凡例
<div style="border: 1px solid red; width: 50px; height: 20px; display: inline-block;"></div> 変更箇所



盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）について

標記について、盛岡市長から別添のとおり当会に諮問されたので、審議を求めらる。

平成 24 年 8 月 29 日

盛岡市都市計画審議会 会長

4
5

24 盛 都 第 40-2 号

盛岡市都市計画審議会

盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）に係る原案について，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定により諮問します。

平成 24 年 8 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）

1. 都市計画道路中 3・4・43号神明前北井崎線を 3・4・43号中ノ橋通若園町線に、3・5・72号内丸神明線を 3・5・72号内丸神明町線に、3・5・84号大沢川原北山線を 3・5・84号大沢川原本町通線に、3・6・91号茅町八幡森線を 3・4・91号梨木町西下台町線に、3・6・92号八幡山三馬橋線を 3・5・92号高松厨川線に、3・6・97号本町新庄線を 3・6・97号本町通天神町線に名称を改め、3・3・32号盛岡駅長田町線ほか6路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主 な 経 由 地		延長	構造 形式	車線の 数	幅員	
幹線街路	3・3・32	盛岡駅 長田町 線	盛岡市 盛岡駅 前通	盛岡市 長田町	盛岡市 長田町	約1,000m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面 交差4箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約390m					
			4車線			約610m					
幹線街路	3・4・43	中ノ橋 通若園 町線	盛岡市 中ノ橋 通一丁目	盛岡市 若園町	盛岡市 神明町	約570m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面 交差3箇所	
幹線街路	3・5・72	内丸 神明町 線	盛岡市 内丸	盛岡市 神明町	盛岡市 紺屋町	約740m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面 交差4箇所	
幹線街路	3・5・84	大沢川 原本町 通線	盛岡市 大沢川原 一丁目	盛岡市 本町通 二丁目	盛岡市 中央通 一丁目	約820m	地表式	2車線	13m	幹線街路と平面 交差5箇所	
幹線街路	3・4・91	梨木町 西下台 町線	盛岡市 梨木町	盛岡市 西下台 町	盛岡市 梨木町	約900m	地表式	2車線	16m	JR山田線と立体 交差 幹線街路と平面 交差2箇所	
幹線街路	3・5・92	高松厨 川線	盛岡市 高松四 丁目	盛岡市 厨川一 丁目	盛岡市 厨川二 丁目	約2,170m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面 交差2箇所	
幹線街路	3・6・97	本町通 天神町 線	盛岡市 本町通 一丁目	盛岡市 天神町	盛岡市 上ノ橋 町	約1,190m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面 交差5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中 3・4・45号明治橋東仙北線、3・5・66号梨木町上盛岡駅線、3・5・67号北山名須川町線、3・6・94号上盛岡駅北山線、3・6・95号上盛岡駅加賀野線を廃止する。

理由

都市機能を確保し、健全な市街地の発展と交通の円滑化を図るため、本案のように変更しようとするものである。

変更理由書

盛岡市では、昭和61年度に盛岡都市圏総合都市交通体系調査で策定した将来道路網計画を基に、中心市街地に残る昭和13年決定等で長期未着手の都市計画道路について、見直しに取り組んできた。その中で、3・5・66号梨木町上盛岡駅線、3・6・94号上盛岡駅北山線、3・6・95号上盛岡駅加賀野線、3・3・32号盛岡駅長田町線、3・6・92号八幡山三馬橋線及び3・6・97号本町新庄線の全部又は一部区間については、都市計画道路として廃止と位置づけていた。

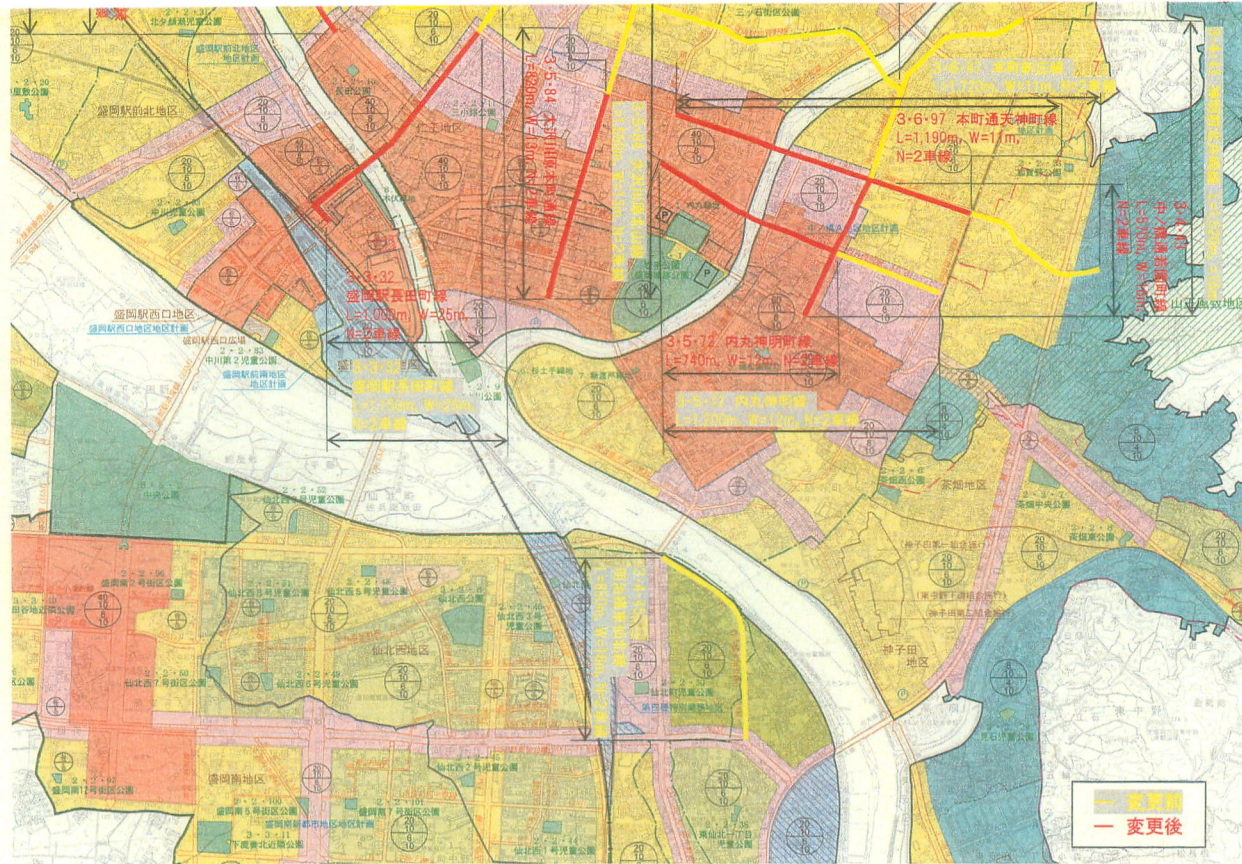
その後、将来道路網計画については、策定後の人口減少等の社会経済情勢の変化を踏まえ、平成16年に『都市計画道路見直しの今後の進め方について』を定め、今後の人口等の推移や市の総合的な交通体系の基本方針、歴史性を活かしたまちづくり等を踏まえて検証を行うこととし、この方針に基づき『盛岡市総合交通計画』及び『もりおか交通戦略』を策定し、平成21年に新たな将来道路網計画を定めたところである。

この中では、前記6路線に加え、3・4・43号神明前北井崎線、3・4・45号明治橋東仙北線、3・5・67号北山名須川町線、3・5・72号内丸神明線、3・6・91号茅町八幡森線及び3・5・84号大沢川原北山線の全部又は一部区間について、将来道路網計画に位置づけされなかったところである。

また、長期未着手路線に係る財産権補償請求等の訴訟判決において、裁判官から、建築制限に対する受忍限度を考える際には、制限の内容と同時に建築制限の及ぶ期間が問題とされなければならないとの付帯意見があり、都市計画運用指針（平成18年11月改正）においても、都市計画決定当時の必要性を判断した状況が大きく変化した場合は、適時適切に見直しを行うことが望ましいとされているところである。

このようなことから、新たな将来道路網計画に位置づけされなかった都市計画道路について、廃止しようとするものである。

さらに、3・6・92号八幡山三馬橋線については、既に整備が完了している市道高松四丁目厨川一丁目1号線及び市道高松四丁目厨川一丁目2号線に都市計画道路の位置付けを振り替えることとし、起終点及び幅員等を変更し、名称を3・5・92号高松厨川線に変更しようとするものである。また、3・4・43号神明前北井崎線の一部区間の廃止に伴う変更にあわせ、3・4・43号中ノ橋通若園町線の車線数を定めようとするものである。



盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定） 総括図

盛岡広域都市計画下水道の変更（盛岡市決定）について

標記について、盛岡市長から別添のとおり当会に諮問されたので、審議を求めらる。

平成 24 年 8 月 29 日

盛岡市都市計画審議会長

24 盛 都 第 40-3 号

盛岡市都市計画審議会

盛岡広域都市計画下水道の変更（盛岡市決定）に係る原案について，都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定により諮問します。

平成 24 年 8 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡広域都市計画下水道の変更（盛岡市決定）

都市計画盛岡公共下水道「4. その他の施設」を次のように変更する。

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
神子田雨水ポンプ場	盛岡市鉦屋町	面積 約 3,270 m ²
下道雨水ポンプ場	盛岡市神子田町	面積 約 1,940 m ²
中川原雨水ポンプ場	盛岡市東安庭二丁目	面積 約 2,000 m ²
松園汚水中継ポンプ場	盛岡市東松園四丁目	面積 約 990 m ²
大沢川原雨水ポンプ場	盛岡市大沢川原一丁目	面積 約 710 m ²
上赤平汚水中継ポンプ場	盛岡市黒石野三丁目	面積 約 500 m ²
蛇島汚水中継ポンプ場	盛岡市箱清水二丁目	面積 約 430 m ²
松園第二汚水中継ポンプ場	盛岡市小鳥沢一丁目	面積 約 1,000 m ²
中川雨水ポンプ場	盛岡市駅西通二丁目	面積 約 1,600 m ²
城西雨水ポンプ場	盛岡市城西町	面積 約 1,720 m ²
三本柳雨水ポンプ場	盛岡市三本柳 19 地割	面積 約 6,000 m ²
都南雨水ポンプ場	盛岡市東見前 2 地割及び 7 地割	面積 約 6,000 m ²
中川原簡易水処理施設	盛岡市東安庭二丁目	面積 約 33,370 m ²

理由 放流先河川の改修による計画高水位の変更に伴い、赤裳雨水ポンプ場の計画を廃止すること、また、流域下水道への切替えにより中川原処理場を廃止し、同位置に雨水高速処理施設を建設することにより、本案のとおり変更しようとするもの。

変更理由書

- ・ 赤裳雨水ポンプ場は、月が丘や青山等 226ha の雨水を諸葛川に放流するために計画されたものであるが、御所ダムの完成及び雫石川、諸葛川の改修により、諸葛川の計画高水位が低くなったことから、自然流下が可能になり廃止するものである。
- ・ 単独公共下水道中川原処理区は、平成 24 年度末をもって流域下水道への切替えを行うことから中川原終末処理場は廃止となる。しかしながら、同位置に雨天時に汚濁した流入水を従来より早い時間で沈殿処理する雨水高速処理施設を建設することから、中川原簡易水処理施設に名称を変更するものである。

第162回盛岡市都市計画審議会

参考資料

目 次

○議案別資料

<議案第 24- 5 号関係>

- ・新旧用途増減表 1
- ・今後のスケジュール (予定) 2

<議案第 24- 6 号関係>

- ・概要図 3
- ・計画書の変更対照表 4
- ・今後のスケジュール (予定) 9

<議案第 24- 7 号関係>

- ・計画書の変更対照表 10
- ・概要図 11
- ・今後のスケジュール (予定) 12

盛岡広域都市計画用途地域の変更（盛岡市決定）

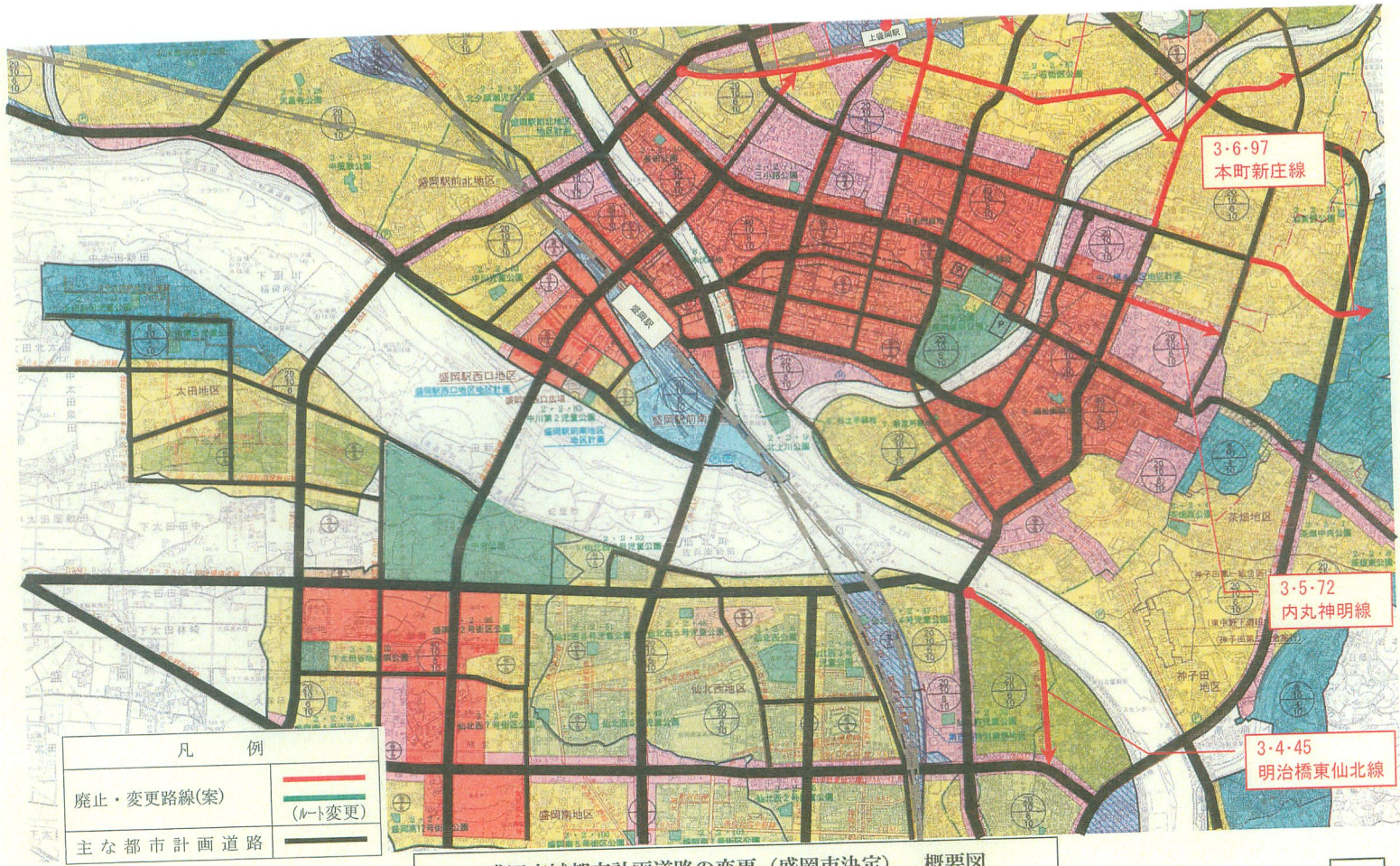
新旧用途増減表

種 類	現指定用途		変 更 後 用 途 地 域 案						差
	面 積	面 積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度		
第一種低層住居専用地域	約 647 ha	約 647 ha	8/10以下	4/10以下	1.0 m	—	10 m	約 0 ha	
	約 741 ha	約 738 ha	8/10以下	5/10以下	1.0 m	—	10 m	約 -3 ha	
	約 35 ha	約 35 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10 m	約 0 ha	
	約 17 ha	約 17 ha	10/10以下	6/10以下	1.0 m	—	10 m	約 0 ha	
小 計	約 1,440 ha	約 1,437 ha						約 -3 ha	
第二種低層住居専用地域	約 6.7 ha	約 6.7 ha	8/10以下	4/10以下	1.0 m	—	10 m	約 0 ha	
	約 1.1 ha	約 1.1 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10 m	約 0 ha	
	約 7.8 ha	約 7.8 ha						約 0 ha	
第一種中高層住居専用地域	約 434 ha	約 434 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0 ha	
第二種中高層住居専用地域	約 505 ha	約 505 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0 ha	
第一種住居地域	約 1,485 ha	約 1,488 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 3 ha	
第二種住居地域	約 114 ha	約 114 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0 ha	
近隣商業地域	約 379 ha	約 379 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	約 0 ha	
商業地域	約 240 ha	約 240 ha	40/10以下	—	—	—	—	約 0 ha	
	約 63 ha	約 63 ha	60/10以下	—	—	—	—	約 0 ha	
	約 303 ha	約 303 ha						約 0 ha	
準工業地域	約 243 ha	約 243 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0 ha	
工業地域	約 355 ha	約 355 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	約 0 ha	
合 計	約 5,266 ha	約 5,266 ha						約 0 ha	

盛岡広域都市計画用途地域の変更（盛岡市決定）

今後のスケジュール（予定）

年月日	告示までの事務日程等	備考
平成24年7月31日	関係住民説明会	出席者：11名
平成24年8月29日	盛岡市都市計画審議会（本日） [事前審議]	
平成24年9月上旬	事前協議書提出	（予定）
平成24年10月上旬 ～10月中旬	公聴会開催告示 公述人の受付	（予定）
平成24年10月下旬	公聴会	（予定）
平成24年12月上旬	変更案の説明会	（予定）
平成24年12月上旬 ～12月中旬	変更案の縦覧の公告 案の縦覧及び意見書の受付	（予定）
平成25年2月上旬	盛岡市都市計画審議会 [本審議]	（予定）
平成25年2月中旬	岩手県知事協議	（予定）
平成25年3月下旬	都市計画変更告示	（予定）



盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定） 概要図

参考資料

盛岡広域都市計画道路の変更(盛岡市決定)

計画書の変更対照表

3・3・32号 盛岡駅長田町線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考	
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造		
現計画	幹線街路	3・3・32	盛岡駅長田町線	盛岡市盛岡駅前通	盛岡市長田町	盛岡市長田町	約1,150m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差5箇所	岩手県告示第332号 平成13年4月3日	
		車線の数の内訳		2車線			約540m						
		車線の数の内訳		4車線			約610m						
変更案	幹線街路	3・3・32	盛岡駅長田町線	盛岡市盛岡駅前通	盛岡市長田町	盛岡市長田町	約1,000m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差4箇所		
		車線の数の内訳		2車線			約390m						
		車線の数の内訳		4車線			約610m						

3・4・43号 神明前北井崎線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・4・43	神明前北井崎線	盛岡市中ノ橋通一丁目	盛岡市加賀野四丁目	盛岡市上ノ橋町	約1,520m	地表式		16m	幹線街路3・4・25号矢巾盛岡線と立体交差 幹線街路と平面交差5箇所	岩手県告示第171号 平成3年3月1日
変更案	幹線街路	3・4・43	中ノ橋通若園町線	盛岡市中ノ橋通一丁目	盛岡市若園町	盛岡市神明町	約570m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差3箇所	

3・4・45号 明治橋東仙北線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・4・45	明治橋東仙北線	盛岡市仙北一丁目	盛岡市東仙北一丁目	盛岡市仙北二丁目	約850m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	岩手県告示第332号 平成13年4月3日
変更案		廃止										

3・5・66号 梨木町上盛岡駅線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・5・66	梨木町上盛岡駅線	盛岡市梨木町	盛岡市本町通三丁目	盛岡市長田町	約850m	地表式	2車線	12m	幹線街路3・4・39号本町上田線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	盛岡市告示第138号 平成13年4月3日
変更案		廃止										

3・5・67号 北山名須川町線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・5・67	北山名須川町線	盛岡市北山一丁目	盛岡市名須川町	盛岡市北山一丁目	約640m	地表式	2車線	15m	JR山田線と平面交差 幹線街路と平面交差4箇所	盛岡市告示第138号 平成13年4月3日
変更案		廃止										

3・5・72号 内丸神明線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・5・72	内丸神明線	盛岡市内丸	盛岡市志家町	盛岡市神明町	約1,200m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差5箇所	盛岡市告示第138号 平成13年4月3日
変更案	幹線街路	3・5・72	内丸神明町線	盛岡市内丸	盛岡市神明町	盛岡市紺屋町	約740m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差4箇所	

3・5・84号 大沢川原北山線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・5・84	大沢川原北山線	盛岡市大沢川原一丁目	盛岡市北山一丁目	盛岡市中央通一丁目	約1,550m	地表式	2車線	13m	JR山田線と平面交差 幹線街路と平面交差7箇所	盛岡市告示第138号 平成13年4月3日
変更案	幹線街路	3・5・84	大沢川原本町通線	盛岡市大沢川原一丁目	盛岡市本町通二丁目	盛岡市中央通一丁目	約820m	地表式	2車線	13m	幹線街路と平面交差5箇所	

3・6・91号 茅町八幡森線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・6・91	茅町八幡森線	盛岡市梨木町	盛岡市高松四丁目	盛岡市館向町	約2,230m	地表式	2車線	8m	JR山田線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	盛岡市告示第138号 平成13年4月3日
変更案	幹線街路	3・4・91	梨木町西下台町線	盛岡市梨木町	盛岡市西下台町	盛岡市梨木町	約900m	地表式	2車線	16m	JR山田線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	

3・6・92号 八幡山三馬橋線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・6・92	八幡山三馬橋線	盛岡市高松二丁目	盛岡市厨川二丁目	盛岡市高松四丁目	約1,880m	地表式	2車線	8m	幹線街路と平面交差2箇所	盛岡市告示第138号 平成13年4月3日
変更案	幹線街路	3・5・92	高松厨川線	盛岡市高松四丁目	盛岡市厨川一丁目	盛岡市厨川二丁目	約2,170m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差2箇所	

3・6・94号 上盛岡駅北山線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・6・94	上盛岡駅北山線	盛岡市北山一丁目	盛岡市北山一丁目	盛岡市北山一丁目	約230m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差1箇所	盛岡市告示第138号 平成13年4月3日
変更案		廃止										

3・6・95号 上盛岡駅加賀野線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・6・95	上盛岡駅加賀野線	盛岡市名須川町	盛岡市加賀野一丁目	盛岡市愛宕町	約1,180m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差5箇所	盛岡市告示第138号 平成13年4月3日
変更案		廃止										

3・6・97号 本町新庄線

	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区域における鉄道等との交差の構造	
現計画	幹線街路	3・6・97	本町新庄線	盛岡市本町通一丁目	盛岡市東新庄一丁目	盛岡市上ノ橋町	約1,720m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差6箇所	盛岡市告示第138号 平成13年4月3日
変更案	幹線街路	3・6・97	本町通天神町線	盛岡市本町通一丁目	盛岡市天神町	盛岡市上ノ橋町	約1,190m	地表式	2車線	11m	幹線街路と平面交差5箇所	

盛岡広域都市計画道路の変更（盛岡市決定）

今後のスケジュール（予定）

年月日	告示までの事務日程等	備考
平成24年6月16日	関係住民説明会	出席者：16名
平成24年7月30日	岩手県知事へ事前協議書提出	
平成24年8月29日	盛岡市都市計画審議会（本日） [事前審議]	
平成24年9月～10月	変更素案の公表・説明会・意見募集	（予定）
平成24年12月 ～平成25年1月	変更案の縦覧の公告・説明会・意見書の受付	（予定）
平成25年2月	盛岡市都市計画審議会 [本審議]	（予定）
平成25年2月	岩手県知事協議	（予定）
平成25年3月	都市計画変更告示	（予定）

盛岡広域都市計画下水道の変更(盛岡市決定)

1. 下水道の名称 盛岡公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面積 約 5, 209 ha(うち処理区域約 5, 209 ha)

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
中川原放流幹線	盛岡市東安庭字下川原	盛岡市東安庭二丁目	
駅前・中川幹線	盛岡市駅西通二丁目	盛岡市北夕顔瀬町	
下台幹線	盛岡市北夕顔瀬町	盛岡市西下台町	
更ノ沢・下台幹線	盛岡市西下台町	盛岡市西下台町	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
神子田雨水ポンプ場	盛岡市鉦屋町	面積 約 3, 270 m ²
下道雨水ポンプ場	盛岡市神子田町	面積 約 1, 940 m ²
中川原雨水ポンプ場	盛岡市東安庭二丁目	面積 約 2, 000 m ²
松園汚水中継ポンプ場	盛岡市東松園四丁目	面積 約 990 m ²
大沢川原雨水ポンプ場	盛岡市大沢川原一丁目	面積 約 710 m ²
上赤平汚水中継ポンプ場	盛岡市黒石野三丁目	面積 約 500 m ²
蛇島汚水中継ポンプ場	盛岡市箱清水二丁目	面積 約 430 m ²
松園第二汚水中継ポンプ場	盛岡市小鳥沢一丁目	面積 約 1, 000 m ²
中川雨水ポンプ場	盛岡市駅西通二丁目	面積 約 1, 600 m ²
城西雨水ポンプ場	盛岡市城西町	面積 約 1, 720 m ²
赤巻雨水ポンプ場	盛岡市稲荷町	面積 約 1, 500 m ²
三本柳雨水ポンプ場	盛岡市三本柳19地割	面積 約 6, 000 m ²
都南雨水ポンプ場	盛岡市東見前2地割及び7地割	面積 約 6, 000 m ²
中川原処理場 中川原簡易水処理施設	盛岡市東安庭二丁目	面積 約 33, 370 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

※1 中川原放流幹線は雨水高速処理施設の放流管となることから、現決定のままとする。

※2 中川原終末処理場の機能は廃止となり、雨水高速処理施設が稼働することから、「中川原処理場」の名称を「中川原簡易水処理施設」とする。

※3 中川原終末処理場の機能は廃止となるが、雨水高速処理施設のバックアップ施設の位置付けとして、「中川原処理場」の区域面積を現決定のままとする。

盛岡広域都市計画下水道の変更（盛岡市決定）

今後のスケジュール（予定）

年月日	告示までの事務日程等	備考
平成 24 年 8 月 29 日	盛岡市都市計画審議会（本日） [事前審議]	
平成 24 年 9 月	岩手県知事へ事前協議書提出	（予定）
平成 24 年 10 月	変更原案の公表・説明会・意見募集	（予定）
平成 24 年 10 月	変更案の縦覧の公告・説明会・意見書の受付	（予定）
平成 24 年 11 月	盛岡市都市計画審議会 [本審議]	（予定）
平成 24 年 12 月	岩手県知事協議	（予定）
平成 24 年 12 月	都市計画変更告示	（予定）